



水を大切にする街

みんなの水

第41号



写真は、栗林町内での口径300mmの老朽配水管の布設替え工事の様子です。



水道局の組織が一部変わりました

水道局では、給水装置工事施工申請に係る業務や給配水管の維持管理の明確化、鉛管解消や小規模受水槽対策に向けた体制整備、さらには合併に伴う漏水修繕の業務量の増加等に適切に対応し、効率的で迅速な業務処理を図るために、4月1日から給水維持課を設置しました。連絡先は次のとおりです。

給水維持課

給水指導係（給水装置の受付・審査） 電話839-2718

検査係（給水装置の検査） 電話839-2718

維持管理係（給水管の維持管理・鉛管対策等） 電話839-2761

漏水修繕係（漏水修繕・漏水調査） 電話839-2761

水事情が大変厳しくなっております。自主減圧と水の有効利用を！！